

令和7年度第3回流山市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和7年10月3日（金）
午後1時15分
- 2 場 所 流山市役所 第2庁舎 301会議室
- 3 招 集 日 令和7年9月19日
- 4 出席委員 今井 博之、浮谷 善軌、須賀 勝己、高橋 祐美、
笠原 裕司、三木 哲、高杉 幹、小倉 浩、
堀内 龍文、小高 由美子、布施 幸一
- 5 欠席委員 池田 郁雄、石幡 恒美
- 6 事務局 吉野市民生活部長、山崎保険年金課長、岡田保険年金課
長補佐、金窪国民健康保険係長、千葉保険料収納係長、
五十嵐主事
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 議 題 会長及び会長代理の選出
国民健康保険制度の概要について
- 9 配付資料 流山市国民健康保険条例（抜粋）
流山市国民健康保険規則（抜粋）
国民健康保険制度の概要について
- 10 会議時間 開会 午後1時15分
閉会 午後2時15分
- 11 議事内容 次のとおり

市長より委嘱状交付及びあいさつ後開会

会長、会長代理の選出

推薦により、会長に堀内 龍文委員、会長代理に石幡 恒美委員選出

(議長)

それでは、新しい委員もいることですから、現在の国民健康保険制度について、事務局から簡単に説明をお願いします。

(事務局)

保険年金課の山崎です。

国民健康保険制度の概要について、ご説明させていただきます。失礼して着座させていただきます。

まず、国民健康保険運営協議会についてご説明させていただきます。

本日お配りしました、国民健康保険必携という本の7ページから11ページにかけて、運営協議会について記載されておりますので、後ほどご自宅でご一読いただければと思います。

市町村の国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法において国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、保険給付や保険料の徴収、その他の重要事項について、専門家や市民等による審議を行う場として、市町村に設置が義務付けられています。運営協議会の性格としては、市町村の執行機関の附属機関であり、市町村長の諮問機関であります。このことから国民健康保険事業の運営などに関する、意見の交換や審議、さらには市長からの諮問に対して答申などを行うことが役割となります。

また、運営協議会の委員は、特別職の地方公務員で市町村の非常勤職員となります。

次に、12月以降の協議会において、子ども・子育て支援金制度の導入や、1月以降令和8年度予算についてご審議いただくことになりますので、審議がスムーズに進みますよう、概要を説明いたします。

お配りした説明資料3を御覧ください。

1ページを御覧ください。まず初めに、(1)市町村国保の現状について、ご説明させていただきます。

こちらは国全体の、国民健康保険についての説明になります。

2 ページを御覧ください。近年の被保険者数の減少と高齢化についてですが、市町村国民健康保険の被保険者数は減少の一途をたどっており、平成29年度以降は、3,000万人を割り込んでいます。

被保険者全体に占める、65歳から74歳までの割合が高く推移しており、令和5年度には44.4%となっています。被保険者の平均年齢も高く推移しており、令和5年度には54.0歳となっています。

3 ページを御覧ください。職業構成の変化と所得階層別割合についてです。国保は、制度創設時には、農林水産業者及び自営業者が多く占めていましたが、高齢化や産業構造の変化、医療保険制度改革などの影響を受けて、農林水産業者及び自営業者の割合が減少し、無職の方や被用者（非正規雇用者等）の割合が増加しています。

また、令和5年度において、加入世帯の24.9%が所得なし、28.8%が0円以上100万円未満世帯となっています。

4 ページを御覧ください。医療費と保険料調定額の推移についてです。国保の医療費総額は加入者数の減少もあり、平成28年度以降減少傾向にありますが、1人当たり医療費は、年々増加しています。保険料の総額は減少傾向となっている一方で、1人当たり保険料額は増加傾向にあります。

5 ページを御覧ください。国保・協会けんぽ・健康保険組合で、保険の制度別の比較になりますが、国保は、他の制度と比較すると、年齢構成が高く、1人当たりの医療費水準が高いほか、加入者の所得に対する保険料負担率も著しく高くなっています。

6 ページを御覧ください。制度別の財政の概要になります。前ページで御説明しましたとおり、国保と75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度は、当然年齢構成が高いため、医療費が高くなります。そこで、後期高齢者医療制度は、現役世代、市町村国保、組合健保、協会けんぽの保険制度から支援を受け、国保も同じく現役世代の被用者保険から支援を受けて給付費を賄っています。

7 ページを御覧ください。国保の財政運営についてですが、平成30年度の国保運営が市町村単位から都道府県単位へ移行した広域化以降、県が市町村ごとに医療費水準や所得水準等に応じた事業費納付金の額を決定し、市町村は県から示された事業費納付金を県に納める仕組みとなっています。

そして、県は市町村が納付した事業費納付金を財源として、保険給付費に必要な費用を全額、市町村に対して支払うこととなり、市町村の保険給付費の増減が、直接的に個々の市町村の収支に影響を及ぼさない仕組みとなっています。

また、県が県内市町村に対し、納付金を納めるために必要な市町村ごとの標準保険料率を提示・公表することで、保険料負担が見える化されました。

８ページを御覧ください。続きまして、（２）流山市国保の現状について、御説明いたします。

９ページを御覧ください。被保険者数の動向と年齢構成についてですが、本市の被保険者数は後期高齢者医療制度が開始した平成２０年度から令和７年度見込みまでの間に約３４．７％減少しています。

令和７年３月末現在の平均年齢は５２．９歳、６５～７４歳の前期高齢者は４２．３％を占めています。

１０ページを御覧ください。所得種類別納付義務者数と所得段階別納付義務者数ですが、所得種類別納付義務者数は給与と年金の割合が多く、この２項目で約７割を占めています。

所得段階別納付義務者数は、「所得なし」が最も多く占めています。また、「所得なし」から３００万未満までで９割弱を占めています。

１１ページを御覧ください。医療費と保険料調定額の推移についてですが、本市国保の医療費総額は年々減少傾向ですが、１人当たり医療費は年々増加しています。同じく保険料調定額は、減少傾向ですが、１人当たり保険料調定額は近年増加傾向にあります。

１２ページを御覧ください。市町村国保の財政構造と繰入金についてです。国民健康保険は、一般会計と区分して特別会計を設けて整理しています。一般会計とは、市民の皆様からの税金を財源として、福祉、教育、土木、消防などの行政サービスを行っている会計ですが、その一般会計と区分して法令上、特別会計を設けていますので、独立採算制で運営しています。

特別会計に歳出、歳入がありまして、具体的には、必要な歳出として求められる県に納める事業費納付金等に見合った保険料収入等を歳入として確保する必要があります。

なお、先ほど、保険の広域化でも触れたところですが、保険給付費に

については、全額を県の補助金により賄われるため、直接的に収支に影響は及ぼしません。

右側の繰入金については、次ページで説明いたします。

13ページを御覧ください。繰入金、そして赤字繰入についての説明です。真ん中の図を御覧ください。

国保財政は、特別会計により運営されており、独立採算が原則となっています。

一方で、本市では、一般会計から国保特別会計への繰入も行っており、これには法令により実施が定められている「法定内繰入金」と、市町村の裁量により実施される「法定外繰入金」があります。

特に、保険料収入だけでは賄いきれない財源不足を補うための赤字繰入については、国などから削減・解消すべきものと位置づけられています。これは、本来は被保険者からの保険料で確保すべき収入部分を、市の一般財源で補っている形になるためです。

その結果として、国保加入者の負担軽減につながっている一方、繰入の財源には市の税収入などが含まれるため、国保に加入していない市民も実質的に費用を負担していることになります。

14ページを御覧ください。流山市国保の現状についてですが、本市国保は、被保険者数の減少により保険料収入が減る一方、千葉県に支払う事業費納付金は高止まりしており、国保特別会計の収支不足、赤字は年々増加していました。

そのため、本市は、後ほど説明しますが、計画期間を令和6年度から11年度とする第2期財政健全化計画を策定し、赤字繰入削減・解消のための適切な保険料率を設定することを方針としました。

そして、まずは令和7年度から、新料率を適用しましたところですが。下のグラフのとおり、新料率適用により赤字額は令和6年度の約7億円から令和7年度予算ベースでは約3.5億円となりましたが、引き続き赤字額が発生している状況です。

15ページを御覧ください。令和7年度に実施した保険料改定についてです。料率改定にあたっては、市長から本協議会に諮問し、4回にわたる審議ののち、市長へ答申をいただきました。

なお、今回は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の保険料3区分のうち、後期高齢者支援金分の保険料率を改定したところですが。

16 ページを御覧ください。第2期健全化計画についてですが、令和11年度までに本市の保険料率と県が示す市町村標準保険料率の乖離を是正し、赤字繰入の削減・解消を目指します。

なお、第2期計画中間年度の令和8年度に中間見直しを実施し、赤字解消年度等を再検討しておりますが、その際は、本協議会において議論いただく予定となっております。

17 ページを御覧ください。

子ども・子育て支援金制度の導入について説明します。

今回ご説明する、子ども・子育て支援金制度につきましては、国の法改正により、令和8年度からの導入が決定しており、本年度中に当協議会においてご審議いただく必要があるものとなっております。

改選後も引き続き委員になられた方は、これまでも説明しておりましたが、今回、新たに委員になられた方もいらっしゃるので、概要ですが、説明させていただき、詳しい内容は、資料をのちほどご一読していただければと思っています。実際に本協議会での審議、委員の皆様からの意見等をお伺いする機会は、本年12月頃を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

18 ページ、「1. 子ども・子育て支援金制度とは」を御覧ください。

図のとおり、子ども・子育て支援金については、令和8年度以降、保険者が医療保険の保険料等と合わせて、被保険者から徴収し、全て支援納付金として国に納付します。

国へ納付した子ども・子育て支援金は、児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度の創設などの、財源の一部として充てられることとなります。

次に、飛びますが、22 ページ目、「5. 被保険者への影響について」を御覧ください。

国の試算によると国民健康保険の「加入者1人当たり支援金額の平均月額」は、令和8年度が250円、令和9年度が300円、令和10年度が400円となる見込みです。また、この額は、収入によって上下することになります。

最後に、23 ページ目、「6. 今後のスケジュールについて」を御覧ください。

表の一番下の流山市の項目を御覧ください。流山市では国が発出した条例参考例、県が提示する納付金と標準保険料率の仮算定・本算定を踏まえ、１０月から１２月までの間に、条例改正案及び当初予算を策定し、その後、１２月を予定しておりますが、当国民健康保険運営協議会への諮問、答申を諮る予定です。

そして、令和８年２月に、流山市議会の令和８年第１回定例会にて、条例改正議案及び令和８年度の当初予算に係る議案を上程する予定です。

なお、当初国が示しているスケジュールから、国の作業等が遅れています。そのため、今後、本市の作業日程等にも影響しますので、その際は本日お示ししたスケジュールが変更となる可能性がありますので、ご理解いただければと思います。

以上で説明を終わります。

（議長）

ありがとうございました。

今の説明の中で、何かご質問などありますか。

（議長）

ご質問がないようですので、次に進みます。

他に何かありますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、令和７年度第３回国民健康保険運営協議会を閉会します。